

不登校対応ガイドライン

令和5年4月

板橋区教育委員会事務局指導室

はじめに

令和元年度の板橋区立学校の不登校児童・生徒は、580人で、5年間でおよそ1.3倍となっており、全国的にも増加傾向にあります。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成28年12月14日に公布され、平成29年2月14日に施行されました。また、文部科学省より令和元年10月25日「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が示され、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめられました。

不登校は、その要因や背景が複雑・多様であることから、教育の観点だけで対応することが難しい場合もあります。しかし、児童・生徒に対して教育が果たす役割は大きいことから、学校や教育関係者が一層充実した支援・指導や家庭への働き掛け等を行うことが必要です。学校や家庭、社会が共感的理解と受容の姿勢をもち、不登校児童・生徒に寄り添いながら、不登校児童・生徒の自己肯定感を高めることが重要です。

本資料は、不登校児童・生徒にかかわる教職員が支援の在り方について理解を深め、不登校児童・生徒の社会的な自立に向けて、支援の一層の充実が図られることを目的に作成しました。

本資料を活用することで、板橋区立学校が全ての子どもたちの安心・安全な居場所になることを願っております。

不登校児童生徒への支援の在り方（文部科学省 令和元年10月25日通知より）

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

（1）支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

（2）学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

目次

第1章 不登校対応方針・・・・・・・・・・2

- 1 不登校対応方針
- 2 不登校児童・生徒に対する支援の基本的な姿勢
- 3 不登校の三つの段階

第2章 学校の具体的な対応策・・・・・・・・・・3

- 1 基本的な支援
- 2 未然防止
- 3 早期対応
- 4 自立支援

第3章 板橋区における対策・・・・・・・・・・9

第4章 不登校改善重点校の取組・・・・・・・・・・13

- 1 不登校改善重点校とは
- 2 効果があった取組例

参考資料

- 資料1 不登校支援フローチャート
- 資料2 気になる児童・生徒のアセスメントツール
- 資料3 欠席対応マニュアル(連続欠席7日間の流れ)
- 資料4 欠席時電話対応マニュアル
- 資料5 オンライン欠席連絡対応マニュアル
- 資料6 登校支援シート
- 資料7 板橋区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いについて
- 資料8 板橋区不登校児童・生徒に係る「学校外の民間施設」の取扱いについて
- 資料9 自尊感情測定アンケート

第1章 不登校対応方針

1 不登校対応方針

不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来、児童・生徒が豊かな人生を送れるよう、社会的に自立をすることをめざすものである。不登校児童・生徒への支援に当たっては、その背景や要因は多様で複雑であることを踏まえて、校長がリーダーシップを発揮して、一人ひとりの不登校児童・生徒が不登校となった要因を確実に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関と情報を共有し、組織的・計画的な個々の状況に応じたきめ細かな支援をすることが不可欠である。また、社会的自立に向けて進路の選択を広げる支援も重要である。

そのためには、本人を含めた家庭と連携し、学校全体で組織的に対応できる体制を築くこと、地域、心理や福祉の専門家、教育委員会、教育支援センター（板橋フレンドセンター・成増フレンド）、医療機関、子ども家庭総合支援センター等の学校外の専門機関等との「横」の連携と、小学校や中学校、高等学校等との「縦」の連携が必要である。

これまでと同様に、板橋フレンドセンターや生涯学習センターi-youth（中高生・若者支援スペース）など多様な居場所づくりを進めるほか、令和5年度より、東京都のスクールカウンセラー（SC）に加え、板橋区独自でスクールカウンセラー（SC）を各区立中学校に週1～2回追加配置し、学校におけるカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー（SSW）を学びのエリア22区にSSWを1名ずつ配置し、小中切れ目の無い支援をしていくなど、総合的な不登校対策を推進していく。

2 不登校児童・生徒に対する支援の基本的な姿勢

不登校とは、複雑な背景・多様な背景によって、児童・生徒が「結果として不登校の状態になっている」ということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。

不登校は、その要因や背景が複雑・多様であることから、教育の観点だけで対応することが難しい場合もある。しかし、児童・生徒に対して教育が果たす役割は大きいことから、学校や教育関係者が一層充実した支援・指導や家庭への働き掛け等を行うことが必要である。学校や家庭、社会が共感的理解と受容の姿勢をもち、不登校児童・生徒に寄り添いながら、不登校児童・生徒の自己肯定感を高めることが重要である。

また、周囲の大人との信頼関係を構築する過程は、不登校児童・生徒の社会性を育み、人間性を伸長させ、結果として児童・生徒の社会的自立につながることを期待できる。

さらに、全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるように、ICT機器を効果的に活用した「わかる・できる・楽しい授業」の実現や、児童・生徒が活躍し自己肯定感を高められるような教育活動の充実など学校における環境の整備を図るとともに、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じた必要な支援が行われるようにすることが重要である。

3 不登校の三つの段階

学校における支援については、不登校の状態を三つの段階に分け、それぞれの段階に応じた適切な支援を行う必要がある。

「未然防止」・・・ 児童・生徒を不登校にしない魅力ある学校づくりのための取組

「早期対応」・・・ 早期発見・早期対応の取組

「自立支援」・・・ 長期的な不登校児童・生徒の自立に向けた支援

第2章 学校の具体的な対応策

1 基本的な支援

(1) 不登校の三つの段階の支援

不登校児童・生徒への支援や、新たな不登校が生じない学校づくりの実現のためには、板橋フレンドセンターや子ども家庭総合支援センターなど関係機関等との連携をコーディネートする教員を指名し、その教員を中心として学校内外の関係者が連携・協力し、学校全体で組織的に不登校対策に取り組む必要がある。

また、効果的な支援を行うためには、学級担任だけではなく、他の教職員や、教員以外の専門スタッフであるスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）などによる支援が重要である。

学校では、不登校対策をコーディネートする教員（以下、不登校対策担当教員）を指名するとともに、「不登校支援フローチャート」（参考資料1）を基に、「未然防止」「早期対応」「自立支援」の3つの段階で、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行っていく。

(2) 不登校新規数・継続数の把握

学校の不登校対策を策定するに当たり、不登校の状況を的確に把握するためには、不登校数を「継続数（前年度も不登校であった児童・生徒の数）」と「新規数（前年度は不登校ではなかった児童・生徒の数）」とに分けて、考える必要がある。

新規数に着目すると、取組の対象は「全ての児童・生徒」であり、全ての児童・生徒にとって「学校は安全・安心な居場所となる、魅力ある学校づくり」を進めることである。また、不登校傾向が疑われる場合には、担任や担任以外の教職員、スクールカウンセラー（SC）などによる相談や、保護者との情報共有などを通して、早期発見・早期対応を図る。

継続数に着目すると、取組の対象は「前年度不登校であった児童・生徒」や「年度途中で不登校となった児童・生徒」になる。取組としては、児童・生徒の社会的自立をめざした板橋フレンドセンターやフリースクールなど多様な居場所につなげたり、福祉や医療的な側面からアプローチしたりするなどして課題の解決を図る。

学校では新学年を迎える際に、不登校児童・生徒について引継ぎを行うとともに、不登校の新規数を増やさない取組と継続数を減らす取組を実施する。

2 未然防止の取組

(1) 児童・生徒の可能性を伸ばす取組

学校は、全ての児童・生徒が自己の能力を発揮し、「わかる、できる、楽しい」を実感できる学びの場であるべきである。特に、義務教育においては、一人ひとりの能力・適性・興味・関心等に応じた教育であることが求められ、児童・生徒に対し基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、自ら学ぶ力や創造的な能力などを育成し、児童・生徒個々の可能性を伸ばす教育をめざす必要がある。

また、不登校生徒に対して行った「生活に関するアンケート調査」より、板橋区は「勉強がわからなくなった」ことが原因で不登校になる生徒も多い。

学校では「板橋区 授業スタンダード」の徹底や電子黒板やデジタル教科書、一人一台端末などICT機器の活用により「わかる・できる・楽しい授業」や児童・生徒の「興味・関心・意欲を引き出す授業」を実現させるとともに、学校が子どもにとって安心・安全な居場所になるようにしていく。

(2) 板橋区立学校学級安定化対策事業（アセスメント）等のアンケート調査の活用

教育委員会では、小学校第5学年児童から中学校第8学年生徒までを対象に学校学級安定化対策事業（アセスメント）を実施し、子どもたちの学校生活への意欲や学級に対する満足度、教員の日常の観察や面接では把握できない個人の内面や学級集団と個人との関係を把握し、学習環境の安定につなげる。

学校では、結果から要支援群に属する児童・生徒に対して、速やかに個別に面談を行い、適切に対応していく。各学校では、アセスメントのデータが有効に活用されるように、校内でデータを共有したり、校内でデータの見方や活用方法について研修会を設けたりしながら、不登校児童・生徒への対応策を構築し組織的に対応していくとともに、中学校においては、増員したスクールカウンセラー（SC）を活用して、アセスメント結果の活用を拡充していく。

(3) いじめの適切な対応について

いじめが原因で不登校になる事例があることから、学校は、いじめについて、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識に立ち、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む必要がある。

また、不登校生徒に対して行った「生活に関するアンケート調査」より、板橋区は「ともだちとの関係」が原因で不登校になる生徒が多いことも分かった。

教育委員会では、いじめや暴力行為を許さない学校づくりを推進している。

学校では、いじめの実態把握に向けて、児童・生徒に年間3回以上のいじめアンケート調査を実施するとともに、年間3回以上のいじめに関する授業を実施し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めていく。

(4) 児童・生徒や保護者と信頼関係の構築

教師に対する第一印象や初期の印象は、児童・生徒にとってその後の言動の受け止め方を方向付け、長期的な関係に影響を与える。「担任は信じられる、頼れる存在である」と感じられるような働き掛けを、児童・生徒だけでなく保護者に対しても年度始めには特に意識的に行うことが重要である。

学校では、以下の点を意識しながら児童・生徒や保護者と信頼関係を構築していくとともに、居場所づくりや学習の基盤づくりに努めていく。

- 担任から声を掛けて、気軽に話せる関係をつくる。
- 児童・生徒からの相談には、親身になって丁寧に対応する。
- 「いじめなどに対しては、毅然とした態度で対応する」ということを伝える。
- 日頃から連絡帳や電話連絡を通して児童・生徒の良い面や行動について保護者に伝える。

(5) スクールカウンセラー（SC）によるアウトリーチ型カウンセリング

東京都が各校週1～2回配置しているスクールカウンセラー（SC）に加え、令和5年度より、

板橋区独自で各区立中学校に週1～2回追加配置を行う。児童・生徒・保護者との面談だけでなく、スクールカウンセラー（SC）が教室を巡り、児童・生徒の様子を専門的知見に基づき観察し、子どものSOSを素早く察知し、心理的な支援の充実を図る。

3 早期対応の取組

(1) 組織的な初期対応

不登校は欠席状態が長期化すると、学習の遅れや生活リズムの乱れなども生じて、その回復が困難になる傾向が示されていることから、早期発見・早期支援が重要である。そのためには、不登校の疑いや予兆への対応を含めた初期段階から、段階ごとの対応を整理し、組織的・計画的な支援につながるようにする必要がある。

教育委員会では、欠席連絡が入った際の電話対応や欠席が続く場合の対応をマニュアル化（参考資料3・4）し、全ての教職員が不登校の早期対応に取り組めるようにする。また、本ガイドラインを基に、校長がリーダーシップを発揮しながら、校内で共通理解を図り不登校児童・生徒に対応していく。

(2) 「気になる児童・生徒アセスメントシート」の活用

不登校児童・生徒への支援に当たっては、多様で複雑な不登校の要因や背景をできる限りの確に把握し、児童・生徒に寄り添った支援を行うことが重要である。

学校では、「気になる児童・生徒アセスメントシート」（参考資料2）を活用し、アセスメントを実施するとともに、欠席しはじめた児童・生徒と速やかに個別に面談を行い、適切に対応していく。また、面談を実施するに当たっては、当該児童・生徒が安心して話ができる教職員やスクールカウンセラー（SC）が話を聞くなど、当該児童・生徒に寄り添ったカウンセリングに努めること。さらに、相談結果を管理職に報告したり学年や生活指導部で共有したりするなどして、具体的な支援策の立案に役立てていく。

(3) 定期的な情報共有の場

不登校の要因・背景が多様化、複雑化しているため、その支援を検討する上で、初期の段階での適切なアセスメントを行うことは極めて重要である。また、不登校児童・生徒の状況は、日々刻々と変化する場合があるので、状況に応じた対応が求められる。そのため、定期的な不登校児童・生徒との面談やその保護者との連絡などを行うとともに、板橋フレンドセンターや子ども家庭総合支援センターなどの関係機関や民生児童委員、スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）など関係者と定期的に情報を共有し、不登校児童・生徒の状況に応じた適切な支援ができるようにする。

学校では、不登校対策担当教員を中心に外部との連絡・調整を円滑に行えるようにする。また、不登校児童・生徒に関する不登校校内委員会を1週間に1回程度開催し、不登校児童・生徒の学習や心身の状況、家庭での生活の様子などの情報共有を図りながら、支援方針や支援策を協議していく。

(4) 登校支援シートの活用

登校支援シートとは、東京都教育委員会が作成した児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、

当該児童・生徒の置かれた状況に関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的としたシートである。学校では、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等を中心に、「身体・健康面」「心理面」「社会・環境面」の3つの側面から不登校児童・生徒の状況を記録し、学校が組織的に作成する。

教育委員会では、不登校児童・生徒の実態を把握し、不登校防止対策の一層の充実を図るために、小学校から中学校まで一貫した支援ができるようにシートを統一する。また、中学校を卒業する生徒の中には都立高校に進学する生徒もいることを踏まえて、東京都教育委員会が作成した「登校支援シート」（参考資料5）を活用する。

学校では、欠席日数が7日以上の子供・生徒一人ひとりについて登校支援シート作成し、不登校児童・生徒の早期発見・早期対応に努める。また、各学期末、学校は登校支援シートを教育委員会に提出し、学校と教育委員会が情報を共有し、連携した不登校対策を推進していく。

なお、欠席の理由が、起立性調節障がいや発達の問題によるものである子供・生徒が増加してきている現状を考慮し、保護者の了承を得た上で子供・生徒の主治医など関係機関と積極的に情報交換を行いながら登校支援シートを作成することが重要である。

4 自立支援の取組

(1) 協力体制の整備

不登校児童・生徒への支援の際に、担任が一人で抱え込むあまり、対応が不十分だったり後手に回ったりするなど、効果的・継続的に支援が行われないケースがある。

また、欠席の事由の確認や欠席時の過ごし方など家庭との連絡や、授業のオンライン配信の提供、家庭学習用の教材の準備や家庭に届けること、定期的な不登校児童・生徒との面談や家庭訪問などを、担任が一人に対応することがないように校内委員会で情報を共有し、役割分担を行うなど組織的に対応することが必要である。

学校では、不登校対策担当教員が不登校児童・生徒への対応や、家庭との連絡・調整などを校内委員会で役割分担し、担任が一人で抱え込まず、組織的に不登校対策が行えるようにする。

(2) 学期始や学期末の個人面談

不登校が継続する背景や要因、様子は、不登校の段階によって変わることもあり、その対応も不登校児童・生徒一人ひとりによって異なることから、学期や学年の節目などに、不登校児童・生徒の状況を的確に把握し、課題解決に向けて支援策を講じる必要がある。学期始や学期末などの節目に家庭訪問や個人面談などを行うなど、不登校児童・生徒の思いを受けとめながら、支援を進めていくことが重要である。

教育委員会では、不登校児童・生徒がいつでも相談できる相談先の連絡先を一覧にまとめ、定期的に学校を通して、全ての家庭に周知していく。

学校では、不登校児童・生徒が思いを打ち明けやすい担任をはじめとする教職員が、個人面談や家庭訪問等を学期始・学期末に実施し、継続的な自立支援を行っていく。

(3) 学校以外の専門家による支援

家庭への直接的な働き掛けが不登校児童・生徒への支援において効果がある場合もある。不登校の要因・背景は多様化しており、虐待等の深刻な家庭の問題などは相談や福祉、医療等と連携した

家庭への支援が必要である。また、児童・生徒本人の非行行為への対応や生活習慣、教育環境の改善のための支援を必要としている場合や、保護者の就労等の事情で子育てに関わる余裕がなく、支援を必要としている場合もある。さらに、保護者に不登校児童・生徒への支援に関する十分な情報が届かず、対応が遅れている場合もある。このような場合には、子ども家庭総合支援センターや要保護児童対策地域協議会等と情報を共有して家庭の状況を正確に把握し、家庭と学校、関係機関の連携しながら対応することが不可欠である。

その際、不登校児童・生徒の保護者への働き掛けが保護者の焦りや保護者自身を追い詰めることにつながり、かえって事態を深刻化させる場合もあることから、まずは保護者に対しては、不登校児童・生徒への支援等に関して、課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係を築くことが重要である。そのためには、不登校に関する相談窓口の情報提供、不登校児童・生徒との面談や家庭訪問時における保護者への助言、家庭教育支援チーム等による支援など保護者が気軽に相談できる体制を整えておくことが重要である。また、既存の保護者同士のネットワークとの連携協力を図ることや、そのようなネットワークづくりへの支援を通じて、保護者を支援することも考えられる。

学校では、「不登校支援フローチャート」に基づき、関係機関等と連携を図りながら、継続的な自立支援を行っていく。また、日々の電話連絡や、定期的な家庭訪問などにより、本人や保護者に「学校や先生はいつも味方である」というメッセージを伝え続け、対人恐怖症などの状況を除き、可能な限り、直接会って話をする。また、保護者には以下のことを伝えておくことが大切である。

- 保護者は、いつでも、いつまでも味方であることを不登校児童・生徒に伝えること。
- 学校を休むことに対して非難したり、無理やり登校させようとしたりしないこと。
- 気になることや小さな変化など気付いた場合には、学校にいつでも相談してほしいこと。
- 学校を休んでいる間も夜型にならないよう生活のリズムを大切にすること。
- 学校は、学級や部活動が、いつでも、短時間でも不登校児童・生徒を迎え入れる準備ができていること。

(4) 多様な登校支援

板橋区「暴力行為」「いじめ」「長期欠席」の状況に関する調査や、不登校生徒に対して行った「生活に関するアンケート調査」より、板橋区は「無気力でなんとなく登校しない」「登校の意志はあるが、漠然と不安を覚え、登校しない」など「無気力、不安」が不登校の要因として多いことも明らかになった。

学校では、不登校児童・生徒に寄り添いながら、学びたい教科や体験したい行事、部活動等の部分的な登校や、教室に入りづらいと感じている児童・生徒には、放課後の登校、一人一台端末によるオンライン授業への参加を促すなど、一人ひとりの実態に応じた登校支援を児童・生徒、保護者に対して提案する。

(5) 「安心して過ごせる居場所（別室）」の整備

不登校児童・生徒が登校をしてきた場合は、温かい雰囲気や学級に迎え入れられるよう配慮するとともに、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫を行うことが重要である。教室が居場所にならない不登校児童・生徒のために別室対応を行った結果、不登校傾向の改善が見られるケースが多くある。始めから在籍学級に復帰するには不登校児童・生徒の心理的な抵抗感が

強いため、登校に当たっては、保健室、相談室や学校図書館など学級とは違う校内の居場所を整備し、心の安定を図りながら、興味・関心に基づく学びを行うなど、在籍学級とは違う居場所から徐々に学校生活に馴染ませることも有効である。

板橋区立学校では、不登校生徒が安心して過ごすことができる在籍学級や保健室とも違う別室を計画的に整備し、学校内に教室以外の居場所を確保する。

(6) 多様な教育機会の確保

不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路・生き方を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要がある。

そのためには、学校は、不登校児童・生徒にとって学びの機会となる公的・私的な教育機関や福祉・医療など関係機関などを積極的に活用する方法も検討する。

なお、不登校児童・生徒のための民間施設の活用や、出席の取扱いについては、令和元年10月25日付元文科初第698号「不登校児童・生徒への支援の在り方について（通知）」「板橋区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いについて」（参考資料6）「板橋区 不登校児童・生徒に係る『学校外の民間施設』の取扱いについて」（参考資料7）に基づき、学校長が適切に判断することが必要である。

また、不登校児童・生徒のために、タブレット PC を活用し、オンライン授業を配信するなど、学習指導要領に基づいた学習の保障を行うことで、出席扱いとすることも可能である。児童・生徒一人ひとりに合った支援やニーズを踏まえ、学校長が適切に判断することも大切である。

(7) 不登校児童・生徒の引き継ぎについて

不登校には様々な要因・背景があり、教育関係者のみならず、福祉、医療等の関係機関が連携、協力して、中・長期的な視点で一貫した支援を行うことが求められている。また、登校し始めても再度不登校の状態になることもあるため、特に小学校から中学校への進学を含めて、進学先や転学先の学校に不登校児童・生徒の情報が引き継がれることは非常に重要である。

登校支援シートに不登校児童・生徒の支援に必要な情報を校種間で適切に引き継ぐことによって継続的な支援が可能となる。また、不登校児童・生徒やその保護者にとっては、「担当者が変わるたびに同じことを説明しなければならない」といった負担を軽減させることが期待できる。

教育委員会では、小学校第6学年で作成した登校支援シートについては、引き継ぎの際または指導要録とともに進学先の中学校に引き継ぐこととしている。

第3章 板橋区における対策

1 教員による対策

		未然 防止	早期 対応	自立 支援
「板橋区授業スタンダード」の全校実施	区立小中学校の全ての教員が、「板橋区 授業スタンダード」に基づいた授業を展開するなど授業革新を進め、子どもたちに「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」などを身に付けさせ、確かな学力の育成を図る。	○		
G I G A スクール構想（I C T 機器の整備）の実現	これまでの電子黒板や実物投影機に加えて、一人一台端末を効果的に活用した「わかる・できる・楽しい授業」や児童・生徒の「興味・関心・意欲を引き出す授業」を実現させる。また、学校以外の家庭やあいキッズなどにおいても利活用ができる環境を整備する必要がある。 今後、特別な支援が必要な児童・生徒のきめ細かな支援や個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等に、I C T のもつ特性を最大限活用していくことが重要である。	○		
デジタル教科書の整備・活用	デジタル教科書を電子黒板や一人一台端末等の I C T 機器と併せて効果的に活用することによって、児童・生徒の学習への意欲と集中力を高め、質の高い授業へと改善を図る。	○		
「特別の教科 道徳」の授業	よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。	○		
補習教室の実施	放課後や夏季休業を活用し、補習教室を実施することで、学力向上に努める。	○		
不登校校内委員会の開催	学校が不登校児童・生徒に対する支援を組織的・継続的に実施できるように会議を開催し、不登校児童・生徒の学習や心身の状況、家庭での生活の様子などの情報共有を図りながら、支援方針や支援策を協議していく。	○	○	○
いじめアンケート及びいじめに関する授業の実施	板橋区立全小中学校でいじめに関するアンケート及び授業を年間3回以上実施し、3回のうち1回は保護者や地域に公開するなど、いじめの発生や深刻化の予防、いじめ被害の早期発見、早期対応に努めることで、いじめによる不登校の未然防止・早期発見に努める。	○	○	
板橋区立学校学級安定化対策事業（アセスメント）の実施	アセスメントを活用して、子どもたちの学校生活への意欲や学級に対する満足度など、教員の日常の観察や面接では把握しきれない個人の内面や学級集団と個人との関係を把握し、学級集団や学習環境の安定につなげる。	○	○	
自己肯定感を測る自尊	児童・生徒の実態を的確に把握し、支援につなげるため、	○	○	

感情尺度アンケートの実施	自己肯定感を測ることができる「自尊感情尺度アンケート」を Google form で実施できるように整備した。各学校において、児童・生徒の実態を踏まえながら、適宜活用し、不登校未然防止、早期対応に活用していく。			
登校支援シートの活用	不登校児童・生徒が不登校になった要因を的確に把握し、その児童・生徒に合った支援策を立案するためには、登校支援シートを関係者で作成し、情報を関係者間で共有することが重要である。また、東京都教育委員会が作成したシートを活用することで、都立高校へ進学する生徒にも引き続き、対応できるようにする。	○	○	○
欠席対応マニュアルの活用	欠席時の電話対応や欠席が続く場合の対応をマニュアル化し、不登校の疑いや予兆への対応を含めた初期段階から、段階ごとの対応を整理し、組織的・計画的な支援につなげていく。		○	
「小学校・中学校入学前に身に付けたい生活習慣」チェックシートの配布・活用	小学校入学を控えた未就学児と保護者の方に、区内保育園・幼稚園等を通じて、入学前年の4月にチェックシートを配付し、親子で楽しみながら基本的な生活習慣の習得につなげる。 また、中学校入学を控えた小学6年生と保護者を対象に、「入学前に身に付けたい生活習慣」を区立中学校『新入学に関するご案内』に掲載し、望ましい生活習慣の定着につなげる。	○		

2 チーム学校での対策

		未然防止	早期対応	自立支援
スクールカウンセラー（SC）の活用	臨床心理の専門的知識や経験を有する学校外の人材を活用し、子どもたちの不安や悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図る。平成25年度より東京都が全ての公立小・中学校に配置している。 令和5年度より、東京都のSCに加え、板橋区独自で各区立中学校に週1～2回追加配置する。	○	○	○
スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用	不登校児童・生徒の家庭を訪問したり、相談や医療、福祉など関係機関と連携したりしながら、不登校児童・生徒の置かれた環境に働きかけを行い、問題解決に向けて支援を行うためにSSWを派遣する。 令和5年度より、学びのエリア22区にSSWを1名ずつ配置し、小中切れ目の無い支援をしていく。	○	○	○
板橋区コミュニティ・スクール	学校・家庭・地域との協働のあり方や、全小中学校に設置している学校運営連絡協議会の今後のあり方を検討し、学校支援地域本部事業との連携を視野にいたし、「板橋区コミュニティ・スクール」を導入している。不登校等、	○	○	

	学校の課題を共有し、熟議していく。			
学校支援地域本部事業	学校の教育活動等の支援するために、学校が求める支援活動と地域の人材をつなぐ役割を担う地域コーディネーターを配置し、地域のボランティアが各種活動を支援できる仕組みを学校単位でつくっている。学習支援や登校支援の協力をしていただくことで不登校対策の充実を図っていく。	○	○	○

3 関係機関等との連携した対策

		未然防止	早期対応	自立支援
板橋区教育支援センター相談機能の活用	板橋区に在学・在住している幼児、小・中学生及び高校生とその保護者のために、成長に伴って生じてくる様々な心配事や悩みについて、専門職の教育相談員（臨床心理士、言語聴覚士）が相談を受ける。また、相談の内容から、他の専門機関での相談が必要と考えられた場合に、案内をする。		○	○
板橋フレンドセンター（成増フレンド）	様々な理由で学校に行くことができない、行かない児童・生徒に対して、学習や体験活動を通じて、社会的自立を支援する施設である。令和元年9月2日からは板橋フレンドセンターの分室として、「成増フレンド」を開設した。			○
「家庭教育支援チーム」の設置	不登校児童・生徒とその保護者を対象とし、主任児童委員、民生児童委員が、学校と緊密に連携・協力しながら学校とは異なる立場による日常的な支援活動（声掛け・登校支援・見守り等）を行うことで、保護者の子育てに対する不安感や負担感を解消するとともに、家庭や子どもたちの孤立化を防ぐ。		○	○
「中高生勉強会」の実施・推進	学業成績や家庭の経済状況などを問わず、中学生・高校生（相当年齢を含む）が無料で気軽に参加できる学習支援事業を区立施設5か所で実施している。大学生等のボランティア・スタッフにより、参加者個々の状況に応じた学習支援を中心としながら、気軽な相談や交流の機会も提供し、家庭や学校とは違う環境で、居場所としての機能も有している。 学習面での向上に加え、年齢の近い大学生や社会人との会話、学校や学年を越えた交流などを通して、社会性の向上や自己肯定感を育むことも目的の一つとなっている。			○
生涯学習センター i-youth（中高生・若者支援スペース）	大原・成増生涯学習センターには、中高生・若者支援スペースとして i-youth を設置し、中高生・若者に居場所及び学習・交流の機会を提供している。また、現在、成増生涯学習センター i-youth では、成増フレンドとの連携により、不登校児童・生徒に体験活動等の機会を提供している。			○

4 教育委員会事務局指導室の対策

		未然防止	早期対応	自立支援
不登校改善重点校事業	平成21年から文部科学省の「学校と家庭の連携推進事業」に指定された学校では、学校生活において課題の見られる児童・生徒への支援やその保護者との相談等に「家庭と子どもの支援員」等を活用して、課題解決を図る。	○	○	○
学校における居場所推進事業（民間事業者への委託事業）	教室に入れない生徒や一時的な休息を求める生徒に対し、「安心して過ごせる居場所（別室）」を提供し、課題を抱える生徒がコミュニケーション能力や規則正しい生活習慣を養いながら、将来的に豊かな人生を送れるよう、社会的に自立する力を身に付けさせることをめざす。令和5年度は板橋区立中学校3校で民間事業者に委託して実施する。	○	○	○
不登校加配教員の配置	平成5年度から不登校の生徒数が多い学校などに対して、学校からの申請に基づき、東京都教育委員会として不登校支援を行う教員を配置している。	○	○	○
不登校対策特別委員会の設置	学識経験者や不登校改善重点校の校長等、学校と関係機関の関係者を構成員に、不登校の改善に向けた取組を協議し、実効性の高い、具体的な取組を各学校に発信し、普及を図っている。	○	○	○
研修の充実	学校学級安定化対策事業（アセスメント）に関する研修を管理職や学級担任を対象として実施するとともに、生活指導主任研修において、不登校対応を取り上げたり、初任者研修や中堅教員研修など職層に応じた研修を実施したりするなど教員の資質・能力の向上を図っている。	○	○	○

(参考資料)



誰ひとり取り残さない支援をめざす

教育委員会が行う不登校対応

子どもたちの生きる力を育てる教育と地域 2020～

不登校増加対策プロジェクトチーム2021年1月

はじめに

板橋区における不登校出現率の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
小中学校	0.4%	0.5%	0.52%	0.77%	0.8%	0.8%
中学校	3.2%	3.7%	4.4%	4.1%	4.6%	4.2%

(参考) 東京都の不登校出現率

	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1
小中学校	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.8%
中学校	3.1%	3.3%	3.6%	3.7%	4.3%	4.7%

1 不登校児童・生徒及び保護者向けの相談体制及び支援体制を拡充

- (1) フラットセンター「保護者交流会」の実施
- (2) 教育支援センター「教育相談室」の活用
- (3) スクールカウンセラーによるオンライン教育相談の実施を検討
- (4) 地域での見守り活動と訪問型支援体制の充実
- (5) 中等教育後期の移行期に合わせた支援体制の構築

2 安心して過ごせる居場所や教育・体験活動の場を提供

- (1) フラットセンター事業の実施
- (2) 学校教育施設と社会教育施設との連携・協働による新たな居場所づくりのモデル
- (3) 多様な内容・方法・学びの形で、学びが楽しいと思える新たな学習環境の整備
- (4) 地域の機関やNPO、フリースクールとの連携

3 個々の子どもへ寄り添った校内体制づくり

- (1) 不登校対応が「トライン」の整備
- (2) 小・中連携の引き継ぎ
- (3) 個別支援のあり方について検討
- (4) 教員員の不登校対応力の向上

不安解消・社会との接点の創出

不登校児童・生徒の社会的自立

めざすべき方向 将来に引きつらぬ社会的自立を目指すこと

第4章 不登校改善重点校の取組

1 不登校改善重点校とは

不登校改善重点校では、東京都教育委員会の「学校と家庭の連携推進事業」、「不登校加配配置校」板橋区の「学校における居場所推進事業」を活用し、大学生や地域の民生児童委員などの支援員による支援や、臨床心理士などのスーパーバイザーによる助言を受けながら、校内委員会において対応策を協議し、不登校生徒の家庭を訪問するなど、社会的な自立や登校復帰に向けた支援を講じている。

学識経験者として、東京家政大学 相馬 誠一 教授の助言を受けながら、主に中学校を中心に取り組んでいる。

2 効果があった取組例

(1) 不登校生徒に関する情報共有

毎週、校内委員会において不登校生徒の状況を共有し、継続的に対応方針を協議している。また、スクールカウンセラー（SC）や特別支援教室巡回指導教員、スーパーバイザー等から専門的な助言を受け、効果的な支援方法について検討している。

(2) 教室以外の居場所の確保

学校へ登校できるが、教室へは入れない生徒に対して、教室や保健室とは別の部屋を用意し、「学校と家庭の連携推進事業」の支援員や不登校加配教員、空き時間の教員等を配置して受け入れている。別室は、座席を離したり、仕切りを置いたりするなど個別に学習しやすい環境を整えている。別室を活用している生徒の中には、1日数時間の別室登校から、好きな教科や得意な教科の授業だけ在籍学級に行くようになり、1日の半分の時間を在籍学級で過ごせるようになった生徒もいる。

(3) 定期的な家庭訪問と不登校生徒の思いを聞く場の設定

不登校生徒に対して、担任や「学校と家庭の連携推進事業」の支援員など生徒が安心して話せる大人が定期的に訪問し、登校刺激を与えている。また、学期末には管理職が不登校生徒や保護者と面談（進路指導等）を行い自立支援に努めている。

参 考 資 料

- 資料1 不登校支援フローチャート
- 資料2 気になる児童・生徒のアセスメントツール
- 資料3 欠席対応マニュアル(連続欠席7日間の流れ)
- 資料4 欠席時電話対応マニュアル
- 資料5 オンライン欠席連絡対応マニュアル
- 資料6 登校支援シート
- 資料7 板橋区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いについて
- 資料8 板橋区不登校児童・生徒に係る「学校外の民間施設」の取扱いについて
- 資料9 自尊感情測定アンケート

不登校支援フローチャート～気になる児童・生徒の登校支援等の流れ～

学校での支援

未然防止

- 「板橋区授業スタンダード」を基にした、わかる・できる・楽しい授業の展開
- 板橋区立学校学級安定化対策事業（アセスメント）等のアンケート調査の活用
- いじめについての授業、いじめアンケート調査の実施
- 児童・生徒や保護者と信頼関係の構築

関係機関等での支援

【学習面の支援】
放課後等の補習教室の活用

【対応策の検討・支援】
不登校で対応が困難な場合は、地区担当指導主事に情報提供し、対応策を検討する。

【心理面の支援】
○スクールカウンセラーとの連携
○養護教諭との連携

【学習面の支援】
中高生勉強会「学びiプレイス」の紹介

【情緒面の支援】
特別支援教室（STEP UP教室）との連携

生徒が欠席を始めたもしくは欠席が継続し始めた状況（欠席1日～6日）

- 「欠席対応マニュアル」「欠席時電話対応マニュアル」「オンライン欠席連絡対応マニュアル」を活用した対応
- 担任等による「気になる児童・生徒アセスメントシート」の記入
- スクールカウンセラーや特別支援アドバイザーなどの専門家による面談や行動観察
- 児童・生徒との面談、保護者との情報共有、不登校校内委員会での情報共有

【登校支援、生活支援】
スクールソーシャルワーカー（3579-2195）
子ども家庭総合支援センター（5944-2371）
家庭教育支援チーム（3579-2488）

【登校支援】
好きな教科、行事、部活動のみの登校など、部分的な登校を検討

不登校による欠席が7日以上欠席がある状況

- 「登校支援シート」の作成
- 不登校校内委員会にて支援方針（学力面、心理面、情緒面、医療面、生活面等）と対応策の検討
- 対応策の共有、調整を行うため保護者との面談を実施

【心理面の支援】
○板橋区教育総合支援センター心理相談（3579-2197）
○成増教育相談室（3975-9693）

【居場所づくり】
保健室や別室など、教室以外の居場所を確保

○協力体制の整備 ○学校以外の専門家による支援 ○不登校児童・生徒の引き継ぎ

学校には登校できるが、教室に入れない

- 不登校校内委員会にて支援方針、対応策の再検討
- 保護者、児童・生徒と面談し、対応策の再検討、児童・生徒の自立に向けた意志確認を実施

学校への登校がほとんどできない

- 多様な学びの場の確保に向けて、保護者や児童・生徒の意向を確認し、関係機関との連携
- 定期的な家庭訪問の実施

【医療面等の相談】
都立小児総合医療センター（042-312-8119）
都立精神保健福祉センター（3844-2212）

【居場所づくり】
放課後や長期休業中の登校を促す

【発達面の支援】
板橋区子ども発達支援センター（5917-0905）

学校外の居場所作り

○学校外の民間施設の活用
※『板橋区 不登校児童・生徒に係る「学校外の民間施設」の取扱いについて』参照

○自宅においてタブレットPC等を活用した学習活動
※『板橋区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いについて』参照

○成増生涯学習センター i-youth（中高生・若者支援スペース）
※成増フレンドと連携（3975-9706）

○板橋フレンドセンター（3961-2500）
○成増フレンド（3975-9706）

【ひきこもり支援】
板橋区保健所予防対策課（3579-2329）

気になる児童・生徒アセスメントシート

児童・生徒氏名	学年・クラス	担任（記入者）氏名	作成日

出席状況	
------	--

生活	身辺処理	〔 良好、 おおむね良好、 やや不十分、 不十分 〕
	時間感覚	〔 良好、 おおむね良好、 やや不十分、 不十分 〕
	位置・空間感覚	〔 良好、 おおむね良好、 やや不十分、 不十分 〕
	その他	

行動	注意集中	〔 課題なし、 少し課題あり、 課題あり 〕
	多動性・衝動性	〔 課題なし、 少し課題あり、 課題あり 〕
	対人関係	〔 課題なし、 少し課題あり、 課題あり 〕
	集団参加	〔 課題なし、 少し課題あり、 課題あり 〕
	こだわり	〔 課題なし、 少し課題あり、 課題あり 〕
	ルールへの適応	〔 課題なし、 少し課題あり、 課題あり 〕
	その他・特筆すべきこと（上記で課題に感じる点についてなど）	


運動	微細（手先のこと）	〔 良好、 おおむね良好、 やや不十分、 不十分 〕
	粗大（身体全体を使った運動）	〔 良好、 おおむね良好、 やや不十分、 不十分 〕
	その他	

学習	聞く	〔 良好、 おおむね良好、 やや不十分、 不十分 〕
	話す	〔 良好、 おおむね良好、 やや不十分、 不十分 〕
	読む	〔 良好、 おおむね良好、 やや不十分、 不十分 〕
	書く	〔 良好、 おおむね良好、 やや不十分、 不十分 〕
	計算	〔 良好、 おおむね良好、 やや不十分、 不十分 〕
	その他	

その他	部活動・習い事等	〔 課題なし、 少し課題あり、 課題あり 〕
	家族関係	〔 課題なし、 少し課題あり、 課題あり 〕
	教員との関係	〔 課題なし、 少し課題あり、 課題あり 〕
	進路関係	〔 課題なし、 少し課題あり、 課題あり 〕
	生活リズム	〔 課題なし、 少し課題あり、 課題あり 〕
	その他	

学校に行き渋る原因・きっかけ

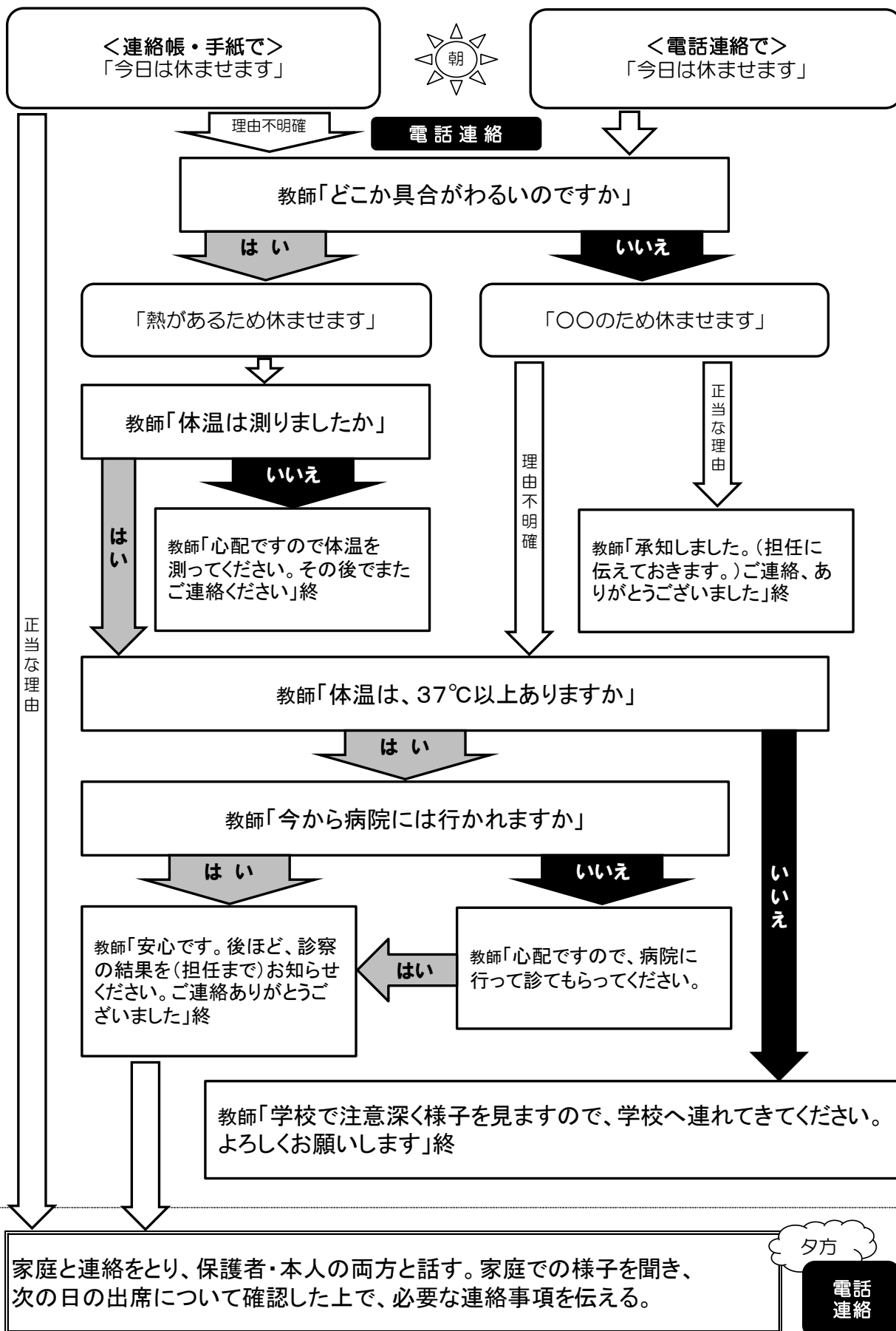
欠席対応マニュアル（連続欠席7日間の流れ）

欠席の状況	学級担任の動き	学年及び学校全体としての動き
不登校傾向があり 欠席1日	<p>◎ 不登校の傾向をチェックする</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い <input type="checkbox"/> よく体調不良をうったえる <input type="checkbox"/> 表情が暗い <input type="checkbox"/> 一人で過ごすことが多い <input type="checkbox"/> 週明けの欠席が多い </div> <p>①家庭への電話連絡 （場合によっては友達からの情報収集）</p> <p>②要因の確認（気になる児童・生徒アセスメントシートの作成）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ・友達関係のトラブル ・教師不信 ・学業不振 ・家庭環境の変化 など </div> <p>③学年主任に相談</p>	<p style="text-align: right;">☆ひとつでも当てはまれば傾向あり</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p>不登校の傾向あり</p> </div> <p>※報告を受け、状況に応じて協議</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○学年会による情報共有 ○専科教員等からの情報収集 ○SCや特別支援アドバイザー等 専門家による行動観察・面談 ○不登校校内委員会の実施 </div>
2日連続欠席	<p>①家庭への電話連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人・保護者の両方と話す。 ・気がかりなことを聞き取る。 ・「先生も〇〇さんも待っているよ」と、具体的に伝える。 <p>②学年主任・養護教諭に相談</p>	<p style="text-align: center;"><不登校校内委員会の実施></p> <p>◎構成メンバー（例）</p> <p>校長 副校長 生活指導担当 教育相談担当 学級担任 学年主任 養護教諭 SC 特別支援アドバイザー スクールソーシャルワーカー 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状確認 ・支援体制の確立 ・全体の確認事項の決定 <p style="text-align: right;">※地区担当指導主事に現状と今後の対応を報告</p>
3日連続欠席	<p>①家庭訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人・保護者と会って話す。 ・学校に来られない理由及び再登校のための条件を確認する。 ・保護者と今後の互いの動きについて確認する。 <p>②副校長に報告</p>	<p style="text-align: center;">☆最も解決しやすい期間はこの2～3日間である☆</p>
4～6日連続欠席	<p>①電話連絡、家庭訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の進み具合、行事等の状況を伝える。 ・学校のサポート体制が整っていることを伝える。 ・再登校に向けての具体的な動きを保護者と確認する。 <p>②日々の本人の様子を副校長に報告</p>	<p>※不登校校内委員会で決定した対応の実践</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任支援 ・本人及び保護者とSCの面談 ・状況に応じ別室等の用意と教職員等の配置 ・関係諸機関（含サポートチーム・スクールソーシャルワーカー）との連携 </div> <p>※再度のケース会議開催も行う</p>

留意点

- 連絡がない状態で欠席の場合には、すぐに電話で所在の確認とその後の対応を行う。
- 不登校の傾向が認められた場合には、速やかに情報収集を行うとともに、「気になる児童・生徒アセスメントシート」を作成・活用し、組織的・計画的な支援を行う。
- ※7日以上欠席している場合は「登校支援シート」を作成する。
- いじめの有無についても必ず確認するとともに、断続的な欠席についても「週明けの休みが多い」「特定の教科の日に欠席が多い」など、欠席の特徴を調査する。
- 学校からの連絡や訪問を拒む場合は、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携して対応する。
- 「欠席させる理由があり、それを学校に連絡すること」は保護者の責務であることを確認する。
- 不登校が長期化した場合には、定期的に不登校校内委員会で状況確認を行い、風化させない。

欠席時電話対応マニュアル



正当な理由

夕方

電話連絡

オンライン欠席連絡対応マニュアル



<メール又はGoogleフォーム・クラスルームで>
「今日は休ませます」

理由不明確

電話 又は オンライン連絡

教職員「どこか具合がわるいのですか」

はい

いいえ

「熱があるため休ませます」

「〇〇のため休ませます」

教職員「体温は測りましたか」

いいえ

教職員「心配ですので体温を測ってください。その後でまたご連絡ください」終

教職員「承知しました。(担任に伝えておきます。)ご連絡、ありがとうございました」終

はい

理由不明確

正当な理由

教職員「体温は、37℃以上ありますか」

はい

教職員「今から病院には行かれますか」

はい

いいえ

教職員「安心です。後ほど、診察の結果を(担任まで)お知らせください。ご連絡ありがとうございました」終

はい

教職員「心配ですので、病院に行ってください」

いいえ

教職員「学校で注意深く様子を見ますので、学校へ連れてきてください。よろしくお願いします」終

※正当な理由であっても、連続して欠席をする、欠席が繰り返される場合は、電話連絡又は家庭訪問を行う。

正当な理由

家庭と連絡をとり、保護者・本人の両方と話す。家庭での様子を聞き、次の日の出席について確認した上で、必要な連絡事項を伝える。

夕方

電話
連絡

登校支援シート

R	2	年度	西暦	2020	作成日	
---	---	----	----	------	-----	--

氏名		性別		現在の学年	年	組
長期欠席の理由						
不登校の区分						
				年	組	
				年	組	
				年	組	
				年	組	

入学前の前歴	
進学先	

月	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
出席すべき日数															
出席日数															
内学級以外(※)															
欠席日数															
不登校による欠席															

※保健室などの別室や教育支援センター、校長が指導要録上出席扱いとしている民間施設など
対応者

①学級担任	②校長	③副校長	④主幹教諭	⑤生活指導主任	⑥養護教諭	⑦特別支援コーディネーター	⑧その他	⑧の具体的な対応者
()	()	()	()	()	()	()	()	

利用している学校外の関係機関		クリック
----------------	--	----------------------

		現在の状況・様子	特徴・その他	良さ・長所
身体・健康面	睡眠		ここをクリック	
	食事運動		ここをクリック	
	疾患 体調不良		ここをクリック	
	特別な教育的 ニーズ		ここをクリック	
	その他		ここをクリック	
心理面	学力 学習		ここをクリック	
	情緒		ここをクリック	
	社交性 集団行動		ここをクリック	
	自己有用感 自己肯定感		ここをクリック	
	関心 意欲		ここをクリック	
	過去の経験		ここをクリック	
社会・環境面	児童・生徒 間の関係		ここをクリック	
	教職員との 関係		ここをクリック	
	学校生活		ここをクリック	
	家族関係 家庭背景		ここをクリック	
	地域での人 間関係		ここをクリック	
	その他		ここをクリック	

効果のあった学校の対応

① ()	② ()	③ ()	④ ()	⑤ ()	⑥ ()	⑦ ()	⑧ ()	⑨ ()	⑩ ()	⑪ ()	⑫ ()	⑬ ()	⑭ ()	⑭の内容
担任の電話や家庭訪問等	担任以外の教員の声掛け	不登校対応担当教員の声掛けや電話	養護教諭の声掛け、保健室での相談	SCによる相談	友人関係を改善するための指導	教員との関係改善	授業方法の改善、分かる授業の工夫	本人の興味・関心の高い授業や行事の取組	保健室登校など、別室での指導	登校を促す電話や家庭訪問	保護者への啓発	特別支援教室の利用	①～⑬以外	

	本人	保護者
思い 願い		
短期 目標		

登校支援会議の実施日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※実施日が12回を超える場合は次年度への引継ぎ事項欄に追記すること。

	1学期(前期) 主な支援内容	効果	2学期(後期) 主な支援内容	効果	3学期 主な支援内容	効果
身体・健康面						
長期休業						

	1学期(前期) 主な支援内容	効果	2学期(後期) 主な支援内容	効果	3学期 主な支援内容	効果
心理面						
長期休業						

	1学期(前期) 主な支援内容	効果	2学期(後期) 主な支援内容	効果	3学期 主な支援内容	効果
社会・環境面						
長期休業						

[重要] 次年度への引継ぎ事項・家庭に関する引継ぎ事項	
	校長印

板橋区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いについて

令和元年10月25付元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」では、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること」と示されている。

板橋区では通知の内容を踏まえ、板橋区立学校の不登校児童・生徒の出席の取扱いについて下記のとおり定める。

記

- 1 学校外の公的機関や民間施設に通う児童・生徒の出席の取扱いについて
 - (1) 板橋フレンドセンター・成増フレンドに通っている児童・生徒は出席扱いとする。
 - (2) 生涯学習センター i-y o u t h（中高生・若者支援スペース）等、学習支援を行うことができる職員が在駐している区立施設に通う児童・生徒は以下の点を満たしている場合は出席扱いとする。
 - ① 学習状況を学校長が確認し、その内容が、学習指導要領（下学年対応含む）に準じており、且つ児童・生徒の能力や状況に応じた学習内容になっていることが認められる。
 - ② 当該児童・生徒の在籍校教員が、当該施設を年1回以上訪問して出席状況及び学習状況等を確認するとともに、少なくとも月1回以上は保護者や学習支援を行う職員との情報共有を行う。
 - (3) 別紙「板橋区 不登校児童・生徒に係る「学校外の民間施設」の取扱いについて」に示した「学校外の民間施設」に通う児童・生徒は以下の点を満たしている場合は出席扱いとする。
 - ① 学習状況を学校長が確認し、その内容が、学習指導要領（下学年対応含む）に準じており、かつ児童・生徒の能力や状況に応じた学習内容になっていることが認められる。
 - ② 当該児童・生徒の在籍校教員が、当該施設を年1回以上訪問して学習状況等を確認するとともに、少なくとも月1回以上は保護者や当該施設との情報共有を行う。
 - ③ 在籍校の教員やスクールカウンセラー（SC）による対面支援、教育支援センター教育相談員によるカウンセリング、スクールソーシャルワーカー（SSW）の訪問等による対面支援を学期に1回以上受けている。
- 2 自宅においてICT等を活用した学習活動を行う児童・生徒の出席の取扱いについて
自宅においてICT等を活用した学習活動を行う児童・生徒は、以下の点をすべて満たした場合、出席扱いとする。
 - (1) 医療と連携しており、「人と接することが苦手で、家から出ることができない」等、板橋区フレンドセンター等の区内施設及び別紙「板橋区 不登校児童・生徒に係る『学校外の民間施設』の取扱いについて」に示した「学校外の民間施設」に通うことが困難である。
 - (2) 在籍校の教員やスクールカウンセラー（SC）による対面支援、教育支援センター教育相談員によるカウンセリング、スクールソーシャルワーカー（SSW）の訪問等による対面支援を学期1回

以上受けている。

- (3) ICT（インターネットや電子メール、テレビ等を使用した通信システム）や郵送、ファクシミリ等を活用して提供される教材を取り組んでおり、学習状況を学校長が確認し、その内容が、学習指導要領（下学年対応含む）に準じており、かつ児童・生徒の能力や状況に応じた学習内容になっていることが認められる。
- (4) 不登校児童・生徒の自立を助ける上で有効・適切な学習活動が行われている。

3 学校が出席の取扱いを決定するまでの流れ

- (1) 学校が保護者及び児童・生徒と面談し、本ガイドラインに示された出席扱いについて説明する。
- (2) 学校長が事前に学習内容を確認する。
- (3) 保護者及び児童・生徒が学習の実施記録（日付、学習時間、内容等）を残す。
 - ※ 「区が指定したタブレット学習ソフト」を活用する場合は、学習内容を確認することが可能なため、実施記録を残す必要はない。
- (4) 担任（又は学年担当教員）は、保護者及び児童・生徒による持参及び郵送、家庭訪問を通じて、学習状況の確認を行う。
- (5) 学校長は、担任（又は学年担当教員）からの学習状況の報告を受け、出席扱いとするか否かを決定し、保護者や関係機関に伝える。

4 出席扱いの日数の換算について

教育課程に示した授業日のうち、学校が不登校児童・生徒の学習活動を確認できた日と対面支援が実施できた日を出席日とする。

5 出席扱いとした場合の、校務支援システムにおける事務処理について

- (1) 出席簿上は、校務支援システムに「出席」と入力し、備考欄に理由を記載する。
 - 板橋区フレンドセンター等、区内施設に通う場合、「区内施設」と記入
 - 「学校外の民間施設」に通い、出席扱いとした場合、「民間施設」と記入
 - 自宅におけるICT等を活用した学習活動を出席扱いとした場合、「ICT」と記入
- (2) 指導要録上は「出席」とし、備考欄に理由を記載する。
- (3) 管理職は、校務支援システムに「出席」として記載されていることを確認する。
 - ※ 出席簿上で「出席」とした場合、指導要録及び通知表に「出席」で反映される。
 - ※ 出席扱いとした場合でも、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」については、「小学校及び中学校における長期欠席の状況等」にある「不登校」の人数に計上する。

6 その他

- (1) 本ガイドラインは、令和3年4月1日から実施とする。
- (2) 不登校児童・生徒に係る「学校外の民間施設」についての取扱いは、別紙のとおりとする。
- (3) 対面支援とは、場所は問わず、直接対面して学習面、進路面等の支援を行ったものである。オンラインによる対面は、不可とする。
- (4) 通知表や指導要録の記入については、令和元年10月25付元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」に基づき、適切に対応する。

板橋区 不登校児童・生徒に係る「学校外の民間施設」の取扱いについて

令和元年10月25付元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」では、「不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要がある」と示されている。また、「不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、『民間施設についてのガイドライン(試案)』(別添3)を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましい」とされている。

通知の内容を踏まえ、板橋区では「学校外の民間施設」において相談・指導を受ける際には、下記の内容に該当する施設であることを学校が訪問や面談等で確認し、出席の取扱い等について適切に対応する。

記

1 民間施設の実施主体について

実施者が不登校児童・生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有している。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- (1) 不登校児童・生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としている。
- (2) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされている。

3 相談・指導の在り方について

- (1) 児童・生徒の人命や人格を尊重した、人間味のある温かい相談や指導が行われている。
- (2) 相談・指導の対象となる児童・生徒に対して、不登校の様々な要因に対応した相談・指導体制が明確にされている。また、受入れに当たっては面接を行うなど、当該児童・生徒の状況の把握が適切に行われている。
- (3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童・生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われている。また、学習内容が学習指導要領(下学年対応含む)に準拠することを前提としたものである。
- (4) 児童・生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされている。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていない。

4 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童・生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有している。

(2) 専門的なカウンセリング等の方法を行うに当たっては、心理学や精神医学等、それを行うに相応しい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導に当たっている。

5 施設、設備について

各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有している。

6 学校と施設との関係について

児童・生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童・生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。

7 家庭との関係について

施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれている。

自尊感情測定アンケート

以下のアドレスから、自身の Google drive にコピーしてお使いください。

https://docs.google.com/forms/d/1gNLcNg9D0QRo3kgWjiu2IF-CAzeatca7z_IQVPZfuxg/copy

以下のアドレスに、アンケート集計シートがあります。自身の Google drive にコピーして御活用ください。

<https://docs.google.com/spreadsheets/d/1wUK5vK1scV0u3OXYiabGoG93chm9JLDPbemZNGb5FDs/edit?usp=sharing>

【Google form にある設問項目】

- ・アンケートを答える時期について教えてください
- ・学年を教えてください
- ・組を教えてください
- ・出席番号を半角数字で教えてください
- ・私は今の自分に満足している。
- ・人の意見を素直に聞くことができる。
- ・人と違っていても自分が正しいと思うことは主張できる。
- ・私は自分のことが好きである。
- ・私は人のために力を尽くしたい。
- ・自分の中には様々な可能性がある。
- ・自分はダメな人間だと思ふことがある。
- ・私はほかの人の気持ちになることができる。
- ・私は自分の判断や行動を信じるることができる。
- ・私は自分という存在を大切に思える。
- ・私には自分のことを理解してくれる人がいる。
- ・私は自分の長所も短所もよくわかっている。
- ・私は今の自分は嫌いだ。
- ・人に迷惑がかからないよう、いったん決めたことには責任をもって取り組む。
- ・私には誰にも負けないもの（こと）がある。 自分にはよいところがある。
- ・自分のことを見守ってくれている周りに人々に感謝している。
- ・私は自分のことは自分で決めたいと思う。
- ・自分は誰の役にも立っていないと思う。
- ・私には自分のことを必要としてくれる人がいる。
- ・私は自分の個性を大事にしたい。
- ・私はほかの人と同じくらい価値のある人間である。

児童・生徒用 自己評価シート

これは皆さんの気持ちについて、学校での様子を中心におたずねするアンケートです。個人的なことを質問していますが、皆さんからいただいた個人情報は厳重に保護されます。

@ita.ed.jp [アカウントを切り替える](#)



このフォームを送信すると、メールアドレスが記録されます

***必須**

アンケートを答える時期について教えてください *

- 4月
- 2月

学年を教えてください *

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9